



令和元年度 国民健康保険税の変更点

国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月9日(火)に発送します。今年度の国保税の変更点は、次のとおりです。

◆低所得世帯への軽減を拡充

世帯主と加入者の総所得金額などが一定額以下の世帯に対して、均等割額を軽減する制度を拡充しました(表1)。該当世帯には、あらかじめ減額した納税通知書を発送します(申請不要)。

◆課税限度額を改定

国保税の課税限度額を改定しました(表2)。

◆旧被扶養者に係る減免期間の変更

後期高齢者医療制度に移行し、被扶養者が国民健康保険に加入した場合は、65歳以上の被扶養者は、所得割額はからず均等割額は半額になります。均等割額が半額になる期間

表1 低所得世帯への軽減基準所得額

	令和元年度	平成30年度
7割軽減	33万円以下(変更なし)	33万円以下
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数以下	33万円+27万5千円×被保険者数以下
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数以下	33万円+50万円×被保険者数以下

表2 課税限度額

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
令和元年度	58万円	19万円(変更なし)	16万円(変更なし)
平成30年度	54万円	19万円	16万円

令和元年度から 介護保険料の軽減を強化

市民税非課税世帯の方(所得段階が第1~3段階の方)は、予定される消費税率の引き上げに伴い、給付費の5割を公費で負担することに加え、国、都、市がさらに公費で負担することで、介護保険料が軽減されます(下表、申請不要)。

※令和元年度の保険料は、平成30年の所得等によって決定されます。◆保険料額決定通知書・納入通知書を発送

65歳以上の方に、介護保険料額決定通知書と納入通知書を7月8日(月)に発送します。届きましたら、保険料額の計算方法や納付方法など内容の確認をお願いします。

所得段階	対象者	年間保険料額	
		軽減前	軽減後
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者、老齢福祉年金の受給者、前年の合計所得金額(公的年金等の所得を除く)+前年の公的年金等の収入金額が80万円以下	28,600円	20,600円
第2段階	前年の合計所得金額(公的年金等の所得を除く)+前年の公的年金等の収入金額が80万円超え120万円以下	41,300円	33,300円
第3段階	前年の合計所得金額(公的年金等の所得を除く)+前年の公的年金等の収入金額が120万円超え	44,500円	42,900円

◆2割負担となる方 本人の合計所得金額が60万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額(合計所得金額から年金の雑所得を除いた金額)の合計が単身で280万円以上の方、または、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上の方。

◆3割負担となる方 本人の合計所得金額が20万円以上の方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で340万円以上、または、65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上の方。

◆自己負担割合が3割の方の限度額 自己負担割合が3割の方の限度額は、令和元年度から3割に引き上げられます。

◆熱中症対策 猛暑時は公共施設へ 日中、猛暑時の一時的な避難場所として、地域センター、ほのぼの館、さわやか館、福祉会館などの施設を9月13日(金)まで開放します。

◆休日応急診療・準夜応急診療(内科・小児科) 休日応急診療: 日曜日、祝日、年末年始。準夜応急診療: 月曜~日曜日(年中無休)。

◆休日歯科応急診療医(診療時間:午前9時~午後5時) 7月7日(日) はなみずき歯科医院。7月14日(日) 小池歯科医院。7月15日(月・祝) 一橋学園歯科。

◆要介護・要支援認定などを受けている方へ 介護保険料額決定通知書は、9月の更新に必要な書類ですので、大切に保管してください。

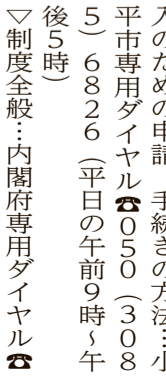
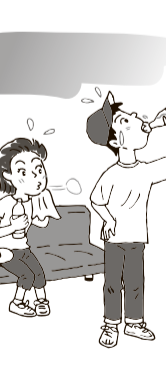
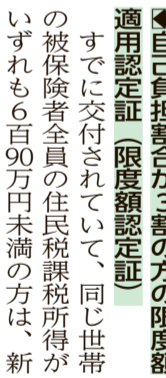
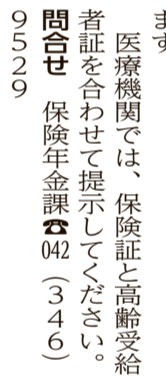
◆要介護・要支援認定などを受けている方へ 要介護・要支援認定などを受けている方に、8月1日以降適用の介護保険負担割合を、7月8日(月)に発送します(申請不要)。

◆後期高齢者医療制度 限度額適用認定証などを8月1日に更新 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

◆国民健康保険 高齢受給者証を発送 70歳から74歳までの国民健康保険に加入している方が使用できる高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。

◆国民健康保険 納税を7月31日(水)までに 国民健康保険税(第1期)の納付は、7月31日(水)までです。

◆東京都による救急診療などの相談・案内 東京消防庁救急相談センター: #7119。小平消防署病院・診療所案内: 042(341)0119。



◆納税期限を過ぎると、ゆうちょ銀行、郵便局、クレジットカードでの納税ができません。

◆医療機関では、保険証と高齢受給者証を合わせて提示してください。

◆自己負担割合が3割の方の限度額 自己負担割合が3割の方の限度額は、令和元年度から3割に引き上げられます。

◆熱中症対策 猛暑時は公共施設へ 日中、猛暑時の一時的な避難場所として、地域センター、ほのぼの館、さわやか館、福祉会館などの施設を9月13日(金)まで開放します。

◆国民健康保険 納税を7月31日(水)までに 国民健康保険税(第1期)の納付は、7月31日(水)までです。

◆要介護・要支援認定などを受けている方へ 介護保険料額決定通知書は、9月の更新に必要な書類ですので、大切に保管してください。

◆要介護・要支援認定などを受けている方へ 要介護・要支援認定などを受けている方に、8月1日以降適用の介護保険負担割合を、7月8日(月)に発送します(申請不要)。

◆後期高齢者医療制度 限度額適用認定証などを8月1日に更新 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

◆熱中症対策 猛暑時は公共施設へ 日中、猛暑時の一時的な避難場所として、地域センター、ほのぼの館、さわやか館、福祉会館などの施設を9月13日(金)まで開放します。

◆国民健康保険 納税を7月31日(水)までに 国民健康保険税(第1期)の納付は、7月31日(水)までです。

◆要介護・要支援認定などを受けている方へ 介護保険料額決定通知書は、9月の更新に必要な書類ですので、大切に保管してください。

◆要介護・要支援認定などを受けている方へ 要介護・要支援認定などを受けている方に、8月1日以降適用の介護保険負担割合を、7月8日(月)に発送します(申請不要)。

◆後期高齢者医療制度 限度額適用認定証などを8月1日に更新 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

◆熱中症対策 猛暑時は公共施設へ 日中、猛暑時の一時的な避難場所として、地域センター、ほのぼの館、さわやか館、福祉会館などの施設を9月13日(金)まで開放します。

◆国民健康保険 納税を7月31日(水)までに 国民健康保険税(第1期)の納付は、7月31日(水)までです。

◆要介護・要支援認定などを受けている方へ 介護保険料額決定通知書は、9月の更新に必要な書類ですので、大切に保管してください。

◆要介護・要支援認定などを受けている方へ 要介護・要支援認定などを受けている方に、8月1日以降適用の介護保険負担割合を、7月8日(月)に発送します(申請不要)。

◆後期高齢者医療制度 限度額適用認定証などを8月1日に更新 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

◆熱中症対策 猛暑時は公共施設へ 日中、猛暑時の一時的な避難場所として、地域センター、ほのぼの館、さわやか館、福祉会館などの施設を9月13日(金)まで開放します。

◆国民健康保険 納税を7月31日(水)までに 国民健康保険税(第1期)の納付は、7月31日(水)までです。